

議案第〇号

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する
条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂出雅



昭和廿八年拾月拾六日

議決

三朝町議會議長

天野廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例

第一 条 公職選挙法第十五条第五項の規定により町議會議員の選挙区を次の通り定める

| 選挙区の名称 | 区 | 域 |
|--------|--|----|
| 第一選挙区 | 三朝町大字助原 三朝 山田 横手 大瀬 | |
| 第二選挙区 | 三朝町大字余戸 片原 坂本 三徳 森原 | |
| 第三選挙区 | 三朝町大字吉田 西尾 高橋 西小尾 東小尾 神倉 中津 | |
| 第四選挙区 | 三朝町大字 鉛山 柿谷 橋吉 坊賀 小河内 福田 下谷 吉尾 鎌田 森 本原 今泉 湯谷 牧 赤松 大柿 恵地 助谷 久原 普渡寺 | |
| 第五選挙区 | 三朝町大字穴橋 和谷 水地山 下西谷 上西谷 福本 田代 大谷 下畑 | 福山 |

第二 条 公職選挙法施行令第九条の規定により各選挙区において選挙すべき議員の数を左の通り定める

| 選挙区の名称 | 議員の数 |
|--------|------|
| 第一選挙区 | 六 人 |

| | |
|-------|----|
| 第一選挙区 | 四人 |
| 第二選挙区 | 四人 |
| 第三選挙区 | 四人 |
| 第四選挙区 | 七人 |
| 第五選挙区 | 五人 |

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 町議会議員の選挙区及選挙すべき議員の数に關する条例（昭和二十八年三朝町条例第四号）は廃止す

三